

記号		j
区分	大分類	建設・採掘従事者
	中分類	
	小分類	
解説		建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。
補足		建設の仕事において、建設機械を操作する仕事に従事するものは、[i 輸送・機械運転従事者]に分類される。
業種例		大工;とび職;鉄筋作業従事者;ブロック積・タイル張従事者;屋根ふき従事者;左官;畳職;配管従事者;その他の建設従事者;送電線架線・敷設従事者;配電線架線・敷設従事者;通信線架線・敷設従事者;電気通信設備工事従事者;その他の電気工事従事者;土木従事者;鉄道線路工事従事者;ダム・トンネル掘削従事者;採鉱員;石切出従事者;砂利・砂・粘土採取従事者;その他の採掘従事者

業種一覧にもどる